

1 日本の医療保険制度

私たちは、ふだん健康であっても、いつどんな病気やけがをするかわかりません。病気やけがをして医療機関で診療を受けたときは、高額な費用がかかります。

そのため、日本では、医療費の負担を少しでも軽くするために、皆さんの所得に応じて保険料を出し合い、病気やけがにそなえるための助け合いの医療保険制度があります。

日本国内で住民登録している人はすべて、いずれかの公的医療保険に加入しなければなりません。国民健康保険(国保)は、その医療保険制度の一つです。他には、会社などで働く人と、その家族が加入する被用者保険や、75歳以上の人が加入する後期高齢者医療制度などがあります。

国保の各種届出を行う義務、保険料の納付義務は世帯主が負います。世帯主とは世帯を構成する人のうち、その世帯を主宰する人のことです。単身世帯の場合は、その人が世帯主になります。

国保の加入や脱退の届出は、必ず行ってください。加入や脱退の届出が遅れると、保険で医療機関の診療を受けられなかったり、保険料の計算や精算ができません。

2 国保のしくみ

国保のしくみが変わりますが、各種届出は区民課・各事務所の保険年金係窓口です。



国保は、2018年度より東京都も江戸川区とともに運営に加わります。皆さんは、医療機関で診療を受けたときには、医療費の一部を医療機関の窓口で支払うことになります。残りの医療費は、加入者の皆さんにお納めいただいた保険料などをもとに、医療機関に支払います。

3 加入資格

江戸川区に住んでいて3か月を超える在留期間が決定され、住民登録をしている人は、国保に必ず加入しなければなりません。

ただし、次に該当する人は加入できません。

1. 会社の健康保険などの他の保険に加入している人
2. 家族が働いている会社などの健康保険に、扶養家族として加入できる人
3. 75歳以上の後期高齢者医療制度に加入している人
4. 生活保護を受けている人
5. 在留資格が「特定活動」の人のうち、医療を受けることまたは観光を目的として入国した人、およびその同行者



4 国保に加入すると

①国民健康保険被保険者証(保険証)が交付されます

国保に加入すると、被保険者として1人に1枚の国民健康保険被保険者証(保険証)が交付されます。保険証は、医療機関で診療を受けるときに、被保険者であることを証明する大切なものです。医療機関に行くときは、必ず持って行きましょう。

また、保険証の貸し借りはできません(法律で罰せられます)。

②保険料をお納めいただく義務が生じます

国保の加入者は、人数と収入などに応じて保険料をお納めいただきます。国保は加入者が保険料を出し合い、医療機関で診療を受けたときなどの費用に充てる助け合いの制度です。

国保に加入すると、保険で診療を受ける「権利」とともに、保険料をお納めいただく「義務」が生じます。必ず納付期限までに保険料をお納めください。納付期限までにお納めいただかないと延滞金が発生します。延滞金は2018年度の保険料より付加されます。この措置は納付期限までに保険料をお納めいただいた加入者との公平を図るために設けられたものです。なお、保険料の納付義務者は世帯主です。



5 介護保険制度

介護サービスの内容などについては区役所介護保険課 (03-5662-0309) にお問い合わせください。

介護保険制度は、介護を必要とする状態になったとき、安心して生活が送れるよう、加入者が保険料を出し合い、介護が必要なときに認定を受けて、介護サービスを利用する制度です。3か月を超えて日本に滞在する40歳以上の人は、原則としてすべての人が介護保険に加入し、介護保険の保険料をお納めいただきます。

★40歳～64歳の人：“介護分”として国民健康保険料と合わせてお納めいただきます。

★65歳以上の人：年金からお納めいただくか、江戸川区からお送りする納付書で国民健康保険料とは別にお納めいただきます。



次のときには、必ず14日以内に区民課・各事務所の保険年金係窓口で届出を行ってください。



6 届出が必要なとき

◆届出の際は必ず「パスポート」「在留カード」と「マイナンバーカードまたは通知カード」をお持ちください。

①加入の届出 次に該当する場合は国保の被保険者になります。

1. 江戸川区に転入または入国したとき
2. 会社などの健康保険をやめたとき(資格喪失証明書または退職証明書をお持ちください。)
3. 生活保護を受けなくなったとき(保護廃止決定通知書をお持ちください。)
4. 子どもが生まれたとき(母子健康手帳をお持ちください。)

※家族がすでに国保に加入している場合は、国保に加入している人の保険証をお持ちください。また、初めて国保に加入する場合には、保険料口座振替用の通帳、通帳の届出印、キャッシュカードを必ずお持ちください。

②脱退の届出 次に該当する場合は国保の被保険者ではなくなります。必ず保険証を返却してください。

1. 江戸川区から転出または出国するとき
2. 会社などの健康保険に加入したとき(会社などの健康保険証をお持ちください。)
3. 生活保護を受けたとき(保護開始決定通知書をお持ちください。)
4. 死亡したとき



③その他の届出

1. 住所、氏名、世帯主などが変わったとき、日本の国籍を取得したとき(※)
2. 在留期間を更新・変更したとき
3. 保険証をなくしたとき

※1に該当する場合は、区民課・各事務所の戸籍住民係へ届け出るとともに、保険証の更新手続きが必要です。

7 加入の届出が遅れると

国保に加入しなければならないのに加入の届出が遅れると、保険料を最長で2年度分さかのぼってお納めいただくかなければならなくなったり、保険証がないためにその間の医療費が全額自己負担になることがあります。

8 脱退の届出が遅れると

国保の被保険者の資格がなくなっているのに国保の保険証を使って診療を受けてしまうと、江戸川区が負担した医療費をあとお返しいただくことになります。また、会社の健康保険などに加入しても国保の脱退の届出がない場合、会社の健康保険料と国保の保険料を二重に納めることにもなりかねません。国保の被保険者の資格がなくなったら、直ちに脱退の届出をしてください。

次の場合には、保険証を持っていても無効になり、医療機関などで使用できません。万一、保険証を使用した場合は、江戸川区へ医療機関に支払った医療費をお返しいただくことになります。

1. 保険証の有効期限が切れているとき
2. 在留資格(期間)が切れているとき
3. 住所を他の区市町村に移すときに、何か月もさかのぼって住所異動をすると、さかのぼった日付から保険証が無効になります。転出先の区市町村の国保に加入しなおしてください。

9 保険料は資格を得た月から発生します

国保に加入したら必ず保険料をお納めいただく義務があります。

保険料をお納めいただくのは、国保の被保険者の資格を得た月の分からで、加入の届出をしたときからではありません。したがって、加入の届出が遅れると、最長で2年度分さかのぼった分の保険料も納めなくてはなりません。

たとえば1月に会社をやめて8月に国保の加入の届出をした場合、保険料は届出をした8月分からではなく、1月分からお納めいただきます。



10 保険料の決め方は

○保険料の計算方法(2018年度)

2017年1月1日～2017年12月31日の所得をもとに、2018年6月に決まります。

①医療分保険料(国保財政の基礎財源)

[所得割額] 加入者全員の2017年中の所得※の合計×7.63%	+	[均等割額] 加入者数×39,600円	=	年間(4月～翌年3月)の医療分保険料 ★年間の最高額は58万円
-------------------------------------	---	------------------------	---	------------------------------------

②後期高齢者支援金分保険料(後期高齢者医療制度への支援金)

[所得割額] 加入者全員の2017年中の所得※の合計×2.07%	+	[均等割額] 加入者数×11,400円	=	年間(4月～翌年3月)の支援金分保険料 ★年間の最高額は19万円
-------------------------------------	---	------------------------	---	-------------------------------------

③介護分保険料(40～64歳の方の介護保険料)

[所得割額] 40～64歳の加入者全員の 2017年中の所得※の合計×1.65%	+	[均等割額] 40～64歳の加入者数×15,900円	=	年間(4月～翌年3月)の介護分保険料 ★年間の最高額は16万円
---	---	-------------------------------	---	------------------------------------

①～③の合計額が1年間の国民健康保険料

※所得割額の計算のもとになる所得は、前年の所得の合計から基礎控除33万円を引いた額です。

○保険料均等割額の減額

前年の所得が一定基準以下の世帯は保険料均等割額が減額されます。減額に該当するか否かは、世帯の総所得金額などにより判定します。

○前年に所得がないときは

前年(2017年1月1日～12月31日)中に日本国内で所得がない場合は、保険料のうち所得割額はかかりません。2年目からは、前年の所得状況により保険料が高額になる場合があります。

○特別区民税・都民税の申告はお忘れなく

所得のない人(学生など)も特別区民税・都民税の申告は必要です。2018年の1月1日現在に住んでいた区市町村へ申告をしてください。

○年度の途中で国保に加入あるいは脱退したときは

年度(2018年4月1日～2019年3月31日)途中に、国保に加入あるいは脱退により、加入者数に異動があった場合には国保加入の月数により保険料を再計算し、保険料を増額または減額(還付)します。

○江戸川区に転入したときは

転入などで新しく江戸川区の国保に加入した人については、前住所地の役所に前年の所得を調査し、前住所地からの回答がありしだい保険料を再計算して通知するため、保険料があとで変更になる場合があります。



11 保険料の納め方は

1年分(4月～翌年3月の12か月分)の保険料を6月～翌年3月の10回に分けてお納めいただきます。

保険料の納付は、口座振替でお願いします。区民課・各事務所の保険年金係窓口に必要な対象金融機関のキャッシュカードと保険証をお持ちいただくと、その場で口座振替登録ができます。

[対象金融機関] みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・朝日信用金庫・東京東信用金庫・小松川信用金庫・ゆうちょ銀行・千葉銀行・東京都民銀行(2018年5月より、きらぼし銀行に名称変更)・東日本銀行・興産信用金庫・東榮信用金庫

上記以外の金融機関を利用する場合は、口座振替依頼書(専用はがき)を提出してください。

納付書による納付の場合は、6月に6月～9月分と1年分のまとめ納付用の5枚、10月に10月～12月分3枚、1月に1月～3月分3枚の納付書を世帯主あてにお送りします。金融機関やコンビニエンスストアでお納めください。

加入者全員が65歳～74歳の世帯の人の保険料は、原則として世帯主の年金からお納めいただきます。

保険料の納付は口座振替でお願いします。



12 保険料を滞納すると

○督促状・催告書の送付

保険料は必ず納付期限までにお納めください。納付期限を過ぎてもお納めいただけない場合は、督促状や催告書をお送りします。ただし、保険料をお納めいただいてから江戸川区で入金を確認できるまでに2週間ほどかかるため、行き違いとなる場合がありますので、ご了承ください。

○滞納処分

保険料の滞納を続けた世帯には、法令に基づき財産の調査を行い、滞納処分(差押)を行う場合があります。滞納処分(差押)とは、法令に基づき個人の財産(預貯金・給与・生命保険など)を確保することです。

保険料の支払いに困ったときは、お早めにご相談ください。



○短期被保険者証の交付

保険料の滞納が続けると、通常の保険証より有効期限の短い保険証が交付されます。保険証を更新するときには、必ず窓口での手続きが必要になります。

○被保険者資格証明書の交付

災害などの特別な事情がないのに保険料の滞納が続けた場合、保険証を返却していただき、かわりに資格証明書が交付されることがあります。この場合、医療機関にかかるときの医療費はいったん全額を自己負担していただきます。

○給付の差し止め

保険料の滞納が続くと、保険給付の全部または一部を差し止め、滞納している保険料に充てる場合があります。

13 国保で受けられない診療

次のような場合は、国保の対象外となりますので、ご注意ください。

1. 健康診査、集団検診(16国保で受けられる健診を除く)

2. 予防接種

3. 正常な妊娠、出産

4. 工作中・通勤途中の病気やけが

※接骨院、整骨院、マッサージ、はりきゅうは、国保が使えない場合があります。

※工作中・通勤途中の病気やけがは原則として労災保険の対象になります。

※交通事故など、他人の行為による病気やけがの診療に国保を使う場合は、届出が必要です。

14 海外療養費の申請

旅行などで渡航し、緊急かつやむを得ず診療を受けた場合にのみ支給され、治療目的で海外に行った場合は支給されません。日本に帰国してから申請してください。

支給額は、日本で保険診療と認められるものについて、日本で標準的な診療を受けた場合と実際に海外で支払った医療費を比べ、より安い金額の方の医療費を基準に算定します。

申請に必要なもの

1. 診療内容の明細書(日本語の翻訳文が必要)
2. 医療費の内訳がわかる領収明細書(日本語の翻訳文が必要)
3. 領収書(日本語の翻訳文が必要)
4. 保険証
5. 世帯主の印かん
6. 世帯主の口座番号がわかるもの
7. パスポート
8. マイナンバー(個人番号)のわかるもの
9. 本人確認ができるもの

15 出産育児一時金の支給(上限42万円)

被保険者が出産(妊娠85日以上)したときに、世帯主に出産育児一時金が支給されます。

なお、海外で出産した場合は、出産をした人が日本に帰国してから申請してください。

【出産育児一時金の直接支払制度及び受取代理制度】

出産育児一時金を国保が医療機関に支払う制度です。出産費用が42万円を超える場合は、その差額分を医療機関へお支払いください。希望される場合は出産をする医療機関にご相談ください。(直接支払制度及び受取代理制度を実施していない医療機関もあります。)

【直接支払制度及び受取代理制度を利用しない場合】

出産後に世帯主が江戸川区に出産育児一時金の申請を行い、江戸川区が世帯主の口座に振り込みます。(申請から支給されるまで約1か月かかります。)



申請に必要なもの

1. 母子健康手帳 ※海外で出産した場合は、出産した人のパスポート・出産証明書(日本語の翻訳文が必要)
2. 出産費用のわかる領収・明細書など
3. 世帯主と医療機関が直接支払制度を利用しないことに合意した文書
4. 保険証
5. 世帯主の印かん
6. 世帯主の口座番号がわかるもの
7. 出産した人のマイナンバー(個人番号)のわかるもの
8. 本人確認ができるもの

注意してください!!

海外療養費・出産育児一時金などの保険給付については、2年を経過すると時効となり申請できません。出国などにより、国保の資格をさかのぼって喪失すると保険給付が受けられなくなります。

16 国保で受けられる健診

●国保健診(特定健診・特定保健指導)

40歳～74歳の加入者(入院中・妊産婦・施設入居中の人は除く)を対象に、生活習慣病の予防・早期発見を目的とした無料の健康診査を行っています。検査項目は、身体計測・血液検査・血圧測定・尿検査・問診などです。対象の人には受診券をお送りします。

※年齢によって健康診査の受診時期や会場が異なります。

17 留学生の皆さんへ

- ①国保は、皆さんの所得に応じて保険料をお納めいただくことにより成り立っている制度です。これにより、医療費の一部を負担するだけで、病気やけがの治療を受けられます。日本では、すべての人がいずれかの公的医療保険に加入する義務があります。**医療機関に行かないから保険料は納めない、ということではできません。**
- ②保険料は必ず納付期限までにお納めください。事情があつて保険料を納められないときは、お早めに区民課・各事務所の保険年金係窓口で、納付についてご相談ください。保険料をお納めいただかないと、保険証は使用できなくなりますので、保険料を滞納しないようにしましょう。
- ③保険証は在留資格が有効な間だけ使用できます。在留資格が切れると保険証は使えなくなります。在留資格を更新した場合は、必ず区民課・各事務所の保険年金係窓口で、保険証の更新手続きも行ってください。
- ④入国した翌年からは、所得の有無にかかわらず、毎年2月中旬から3月15日までに区役所課税課で所得の申告をしてください。所得の申告がされていないと、保険料均等割額の減額ができないなど、保険料が正しく計算できません。
- ⑤入国した年度の保険料が低くても、アルバイトなどの給与収入等がある人は、翌年度の保険料が高くなる場合があります。収入の一部は翌年度の保険料のために貯蓄しておく心安いです。**学生減免という制度はありません。**

お問い合わせ先

区役所	区民課	保険年金係	03-5662-6823
小松川	事務所	保険年金係	03-3683-5185
葛西	事務所	保険年金係	03-3688-0438
小岩	事務所	保険年金係	03-3657-7876
東部	事務所	保険年金係	03-3679-1128
鹿骨	事務所	保険年金係	03-3678-6116
区役所	医療保険課	国民健康保険資格係	03-5662-0560
区役所	医療保険課	国民健康保険給付係	03-5662-8053
区役所	医療保険課	収納係	03-5662-0795
区役所	医療保険課	保健事業係	03-5662-0623
区役所	医療保険課	庶務係	03-5662-0540